

## 岡山市地域活動負担軽減支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 少子高齢化や人口減少による地域活動の担い手不足が地域の課題となる中、町内会活動の一環として実施している生活道路の草刈り等の地域活動の負担が軽減されるよう、町内会等が実施する草刈り等の地域活動に必要な物品の購入に対して、予算の範囲内において岡山市地域活動負担軽減支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年岡山市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 草刈り等の地域活動 道路や河川等の身近な生活環境の美化を図るために、町内会が継続的に実施する草刈り及び清掃等の活動

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第6条に定める補助対象物品の購入とする。

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、岡山市町内会名簿に掲載されている学区・地区連合町内会及び学区・地区連合町内会に非加入の単位町内会とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる学区・地区連合町内会及び単位町内会は補助対象外とする。

- (1) 当該年度において既に補助金の交付申請を行った学区・地区連合町内会及び単位町内会
- (2) 過去に補助金の交付が確定し交付を受けた学区・地区連合町内会及び単位町内会

### (補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は同一の補助事業者について、1回までとする。

### (補助対象物品)

第6条 補助対象物品は、次に掲げる物品とし、補助事業者が所有・維持管理し、使用するものとする。

- (1) 草刈機（替刃を含む。）
- (2) ブロワー
- (3) 屋外掃除機

- (4) 泥上げ機
- (5) 側溝の蓋上げ機

なお、電動式の物品は充電器・予備バッテリーを含むものとする。

#### (補助金額)

第7条 補助金の額は前条に掲げる補助対象物品の購入に要する費用の額とし、学区・地区連合町内会は50万円を超えないものとする。ただし、学区・地区連合町内会に非加入の単位町内会は3万円を超えないものとする。

2 補助金の額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

#### (補助期間)

第8条 補助事業の実施期間は、交付申請のあった年度内に限るものとする。

#### (補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付申請は、岡山市地域活動負担軽減支援補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は次のとおりとする。

- (1) 補助事業にかかる見積書の原本
- (2) 草刈り等の地域活動に用いる物品に係る収支予算書(様式第2号)
- (3) 補助対象物品を確認できるもの(写真・カタログ)
- (4) 補助対象物品の保管場所を示すもの(地図)
- (5) 補助対象物品の保管場所が町内会所有の建物以外の場合は保管承諾書の写し

3 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号、第3号及び第4号の書類の添付は要しないものとする。

#### (補助金の交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、交付を決定する。

#### (着手届及び完了届の免除)

第11条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は、要しないものとする。

#### (実績報告)

第12条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。ただし、申請時に提出した書類の内容から変更があった場合は、変更後の書類の提出を要す。

- (1) 領収書の写し(請求書の写しでも可。その場合はあとで領収書の写しの提出が必要。)

(2) 補助事業実施後の写真

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和9年度の補助金の交付手続の終了をもって、その効力を失う。